

意見書

平成 21 年 1 月 30 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 100-8019

(ふりがな) とうきょうとちよだくうちさいわいちょう
住 所 東京都千代田区内幸町一丁目1番6号

(ふりがな) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ かぶしきがいしゃ 株式会社

わさい ひろみ
代表取締役社長 和才 博美

電話番号

電子メールアドレス

「競争セーフガード制度に基づく検証結果（2008年度）（案）に関する意見募集」
に関し、別紙のとおり意見を提出します。

検証結果案	意見
<p>(3) 指定電気通信設備制度に係る禁止行為規制等</p>	<p>イ 引き続き注視する事項</p> <p>【総務省案】</p> <p>(エ) 家電量販店で、NTT東西がOCNを優先的に取り扱っているおそれがあるとの指摘(意見35、44、47)、OCNwith フレッツとNTTドコモの携帯電話の同時加入に対する高額ポイントの付与は、関連事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供に相当するとの指摘(意見36)について</p> <p>本件について、NTT東西は販売代理店が自ら営業戦略に基づいて選択した結果であるとし、また、NTTコミュニケーションズは家電量販店を通じた営業活動をNTT東西とは独立して実施しているとしており、当該代理店によるOCNの取扱いがNTT東西による不当な差別的取扱いに該当するとの論拠は十分でないが、本指摘に関連して公正競争確保を阻害する行為が行われていないかについて引き続き注視していく。</p> <p>【意見】</p> <p>「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集(2008年度)の再意見の募集」に対する弊社再意見に記載したところですが、弊社はNTT東西とは個別に家電量販店と代理店契約を締結しているとともに、他ISPも家電量販店と自由に代理店契約を締結しており、家電量販店に対する営業活動は各社とも独立して展開していると認識しています。一方、家電量販店における販売施策は家電量販店自らの判断で実施しているところであり、家電量販店を通じたNTT東西による各種販売施策については他ISPと当社とは全く同列の扱いであると認識しており、弊社インターネット接続サービス(OCN)の販売促進について、公正競争上の問題はないと認識しております。</p> <p>さらに、「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2007年度)」(2008年2月18日総務省)においても、NTT東西によるOCNの取扱いについて「不当性を有する差別的な取扱いであるとの論拠は十分ではない」ともされており、本指摘事項について注視の必要はないと考えます。</p> <p>このように公正競争上の問題が確認されていないにもかかわらず、「NTT東西に所要の措置を要請する事項」として「引き続き注視していく」と位置づけることは、潜在的な問題が内包されているような誤解を広く一般に招きかねず、結果として弊社及び家電量販店が行う正当な営業活動を阻害するものであることから適当ではないと考えます。</p>

検証結果案		意見
参考資料	意見 56	<p>【提出された意見】</p> <p>■ NTT コミュニケーションズによる NTT 東西顧客情報の保持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT コミュニケーションズ殿は、NTT 再編時に取得した加入電話サービスに係る加入者情報の全てを承継し、再編当初の長距離電話サービス提供に利用してきました。この加入者情報の NTT 東西殿と NTT コミュニケーションズ殿との間での承継は NTT 再編当初の加入電話サービス提供上、利用者利便性維持のため必要な措置であったことは理解出来ますが、その後、マイライン制度の導入により中継電話サービスについて NTT コミュニケーションズ殿を一切利用しないことを選択したユーザも存在するはずであるにもかかわらず、このようにして再編時に承継した顧客情報を、現在でも NTT コミュニケーションズ殿がプラチナライン等の自社のその他サービスのアウトバウンド営業等に活用しているといった事例が存在していることは問題であると考えます。 ・ すなわち、当該加入者情報には、競争事業者が利用できない加入者情報（電話帳非掲載のもの）も含まれており、NTT コミュニケーションズ殿と競争事業者間で情報の非対称性に基づく、営業活動上の優位性が存在しています。 ・ 仮に NTT 再編時のこれらの顧客情報の授受が利用者利便の観点から、不可欠な措置であったとしても、NTT 再編時の公正競争要件（九）に照らすと、現在もこうした情報を保持し続け、これらの加入者情報を基に営業活動を行うことはマイライン制度導入の経緯等を考えると不適切な行為であると考えられます。 ・ 従って、総務省殿においては、NTT コミュニケーションズ殿が NTT 再編時に承継した契約者情報の利用実態について調査を行うとともに、マイラインサービスで NTT コミュニケーションズ殿を選択していないユーザの顧客情報を直ちに廃棄させる等、当該加入者情報の営業活動利用を禁止すべく措置を講じるべきと考えます。 <p>（ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル）</p> <p>【意見】</p> <p>「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集（2008年度）の再意見の募集」に対する弊社再意見を提出したところですが、補足意見を提出させていただきます。</p> <p>弊社はマイライン制度導入以降、弊社の利用実績がないお客さまに対して、NTT 再編成時に引き継いだ加入者情報を用いたアウトバウンド営業を行っておりません。このようなソフトバンク殿から提出された意見は、弊社が加入者情報を不正に利用しているかのような誤解を広く一般に招きかねず、弊社の正当な営業活動を阻害するものであることから、甚だ遺憾であると考えます。</p> <p>なお、弊社の契約代理店等が自ら集めた情報を基に営業を行っている場合があります。</p>